

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(千葉県担当部会)

平成 30 年 1 月 11 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1700118号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第1700064号

第1 結論

請求者のA社における平成16年12月17日の標準賞与額を15万円から15万5,000円に訂正することが必要である。

平成16年12月17日の訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成16年12月17日の訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和43年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成16年8月
② 平成16年12月17日

私は、請求期間①にA社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を控除されていたが、その標準賞与額の記録がない。また、請求期間②に同社から15万5,000円の賞与の支払を受け、その賞与額に見合う保険料を控除されていたが、標準賞与額の記録では15万円となっている。調査の上、年金額に反映するよう両請求期間に係る標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間②について、A社から提出された請求者の給与明細書(賞与)により、請求者は、当該期間においてオンライン記録により確認できる標準賞与額に相当する賞与額より高い賞与額15万5,000円の支払を受け、15万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(1万798円)を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成16年12月17日の賞与について、請求者の訂正後の賞与額に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、訂正後の賞与額に基づく保険料を納付した

か否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

請求期間①について、A社から提出された請求者に係る貸金台帳及び源泉徴収簿によると、請求期間①に賞与の支払の記載がないことが確認できることから、当該事業所は、請求期間①について、請求者に賞与を支給していないと回答している。

また、請求者の給与振込先であったB銀行における請求期間①の取引記録は、保存期間経過により保存されていない上、請求者も、同銀行の当時の預金通帳を所持していないことから、請求期間①の賞与の振込額を確認することができない。

このほか、請求者の請求期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。